

「共働き・共育て」推進に向けた職場環境づくりセミナー事業委託業務仕様書

1 業務名

「共働き・共育て」推進に向けた職場環境づくりセミナー事業委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

3 業務目的

価値観やライフスタイルの多様化などに伴い「共働き世帯」が年々増加する中、男女ともに仕事と子育てを両立でき、協力しながら家事・育児を行うための環境づくりが重要である。こうした「共働き・共育て」を推進するため、男性の育児休業取得促進や不妊治療と仕事の両立支援など、働きやすい職場環境づくりのための具体的な取組手法や、それら取組が自社に与えるプラスの経営効果などを理解してもらうための経営者層向けセミナーを開催し、事業所の雇用環境整備、職場風土の改革等につなげる。

4 業務内容

(1) セミナーの企画・運営

ア 対象者

県内企業の経営者層（経営者、管理職、人事担当者等）

イ テーマ及び内容等

本セミナーは、県が別に実施する令和7年度とくしま「共働き・共育て」応援事業（以下「企業奨励事業」という。）において、企業が奨励金を受給するに当たり、本セミナーの受講を要件とする予定であることから、奨励金に関連するテーマ及び講師とすること。

（奨励金）

- ・男性が長期間（通算28日以上）の育休を取得した場合の奨励金
- ・男性が育休取得した際に業務を代替する新たな人員を確保した場合の奨励金
- ・男性が育休取得した際に同僚等へ応援手当を支給した場合の奨励金
- ・仕事と不妊治療の両立支援のための奨励金

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/kosodateshien/7304711/>

（テーマ例）

- ・男性従業員の育休取得促進のための具体的な取組手法
- ・仕事と子育てが両立できる職場環境づくり など

（内容）

- ・参加者同士が意見交換できる時間を設定するなど、実践につながる内容とすること。
- ・県内外企業における優良取組事例の発表を取り入れること。なお、セミナーで発表する優良取組事例は、県と協議の上決定すること。
- ・育児・介護休業法改正に関する周知や、活用できる国・県の支援策の紹介についてセミナーの中に盛り込むこと。

※ なお、県労働雇用政策課では、労働力確保と持続的発展を目指すための経営者層向けセミナーを年3回実施予定であり、そのうちの1回（令和8年1月実施予定）を県の企業奨励事業の奨励金受給要件とすることとしていることから、講師、内容等が重複しないよう調整を行うとともに、受講者に対し、適宜案内を行うこと。

ウ 日程、開催回数等

- ・計4回以上とし、令和7年9月～令和8年2月までの間に偏りなく実施すること。
- ・1回につき2時間程度とする。
- ・セミナー受講者数延べ120人を目標とする。

エ 実施形式

オンライン形式または、対面形式とオンライン形式の併用とすること。
ただし、1回以上は、対面形式とオンライン形式の併用とすること。

オ 運営業務等

- ・県、講師等との間で、講座の開催日程や実施内容その他についての連絡調整を行うこと。また、実施内容の決定に当たっては、事前に県と十分協議すること。
- ・セミナー受講者の募集・申込受付、会場準備及び当日の運営事務等を行うこと。
- ・セミナー受講者の名簿を作成するとともに各セミナー終了後に県へ提出すること。
- ・セミナー受講者へアンケート調査を実施し、回答を取りまとめ県へ提出すること。また、アンケート調査項目については県と協議すること。
- ・セミナー受講者の申込受付及びアンケート調査について、Webフォームを作成するなど、受講者にとって利便性の高い実施方法とすること。

(2) 広報

ア 広報媒体の作成等

- ・セミナーのチラシ(A4両面カラー)を5,000部作成し、子育て応援課に納品すること。(県による校正は、2回以上とする。)
- ・本セミナーの受講も含め、県の企業奨励事業申請の流れをまとめた30秒程度のショート動画を作成すること。

イ その他

- ・セミナーの開催に関して、参加対象者に対し、効果的な周知、広報等の方策により、多くの受講者を確保する工夫を行うこと。

5 その他

- (1) 本事業が完了したときは、実績報告として委託業務完了報告書に係る書類を添えて、事業の完了日から10日を経過する日までに提出すること。
- (2) 事業内容等は、県と十分協議しながら事業を進めること。
なお、事業実施に当たっては、善良なる管理者の注意を持って処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。
- (3) 本委託業務の遂行上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例等を守り適正に取り扱うこと。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。
- (5) 本仕様書委託業務の過程で生じた全ての著作権(著作権法第17条第1項に規定する著作権をいい、同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は県に帰属する。
- (6) 事業実施に当たり、事故や運営上の課題が発生した場合には、速やかに県へ連絡すること。
- (7) 本事業に係る苦情等に関しては、受託事業者が責任を持って対応すること。